

# 平成27年度 東部保健所・国東保健部行動計画

## I-① 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備（東部保健所）

- 各市町の在宅医療連携拠点体制整備事業の取組を支援します。
- 在宅医療を支える関係者の人材育成に努めます。
- 在宅で支援が必要な患者の入退院時における情報共有方法について、圏域ルールを策定します。

## I-② 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備（国東保健部）

- 国東市が推進する在宅医療連携拠点体制整備事業を支援します。
- 地域ケア会議に助言者として参加します。
- 保健所事業を通じた連携・協働を進めます。
- 医療・介護機関等の一体的な連携体制の強化に努めます。

## II 健康危機管理の拠点としての機能の充実（東部保健所・国東保健部）

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、健康危機管理連絡会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化します。
- 社会福祉施設や医療機関等に対し、感染症にかかる院内感染対策の周知徹底を図るとともに、タイムリーな情報提供に努めます。
- 食品に起因する健康被害の発生を防止します。

## III 豊かな水環境の創出（東部保健所・国東保健部）

- 事業場排水監視計画を作成し、事業場排水の監視、指導を行います。
- 浄化槽の適正管理、合併処理浄化槽への転換等生活排水対策に対する指導、啓発を行います。
- 水質保全活動に取組む団体等が行う活動を支援し、環境アドバイザーによる学習の活用を促進します。

## 平成27年度 東部保健所・国東保健部行動計画

### IV 教育現場における薬育（医薬品の適正使用・薬物乱用防止）授業実施のための支援 （東部保健所・国東保健部）

- 薬剤師会が実施する薬育授業が、管内各教育機関で対象者の裾野が広がるよう関係機関と調整を図ります。
- 薬育授業が管内の全ての市町村（別府市、杵築市、国東市、日出町及び姫島村）で実施されるよう調整を図ります。
- 薬育について保護者への啓発をすすめるため、積極的な情報提供を行います。

### V 働き盛りの健康支援対策 ～ヘルシーカンパニーBEPPU（HKB） （東部保健所）

- 管内中小企業に対し、健康情報の提供や健康教育など働き盛りの方々に対する健康づくり支援を行います。
- 健康づくりのための環境整備を支援します。

## I-① 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備

## 現状と課題

- 東部医療圏域は、別府市内に急性期病院やがん拠点病院などの専門医療機関が集中しており、特に入院患者の大半は別府市内の医療機関を受療している実態があることから、地域を超えた在宅移行に向けた連携の仕組みづくりが必要となっている。複数市町村を管轄する保健所としては、このような、市町村単独では完結しない広域的な連携・調整が必要な案件について、市町村事業の補完的役割を果たすことが求められている。
- 管内では、国東市において医療と介護の双方向からの情報共有ルールがあるが、その他の市町村では取り決めがない。県内では他地域で既にルール化されている圏域があり、双方が向き合うことで顔の見える関係づくりが浸透している。希望する患者が在宅医療を選択できるための条件整備のひとつとして、東部圏域においても、医療・介護関係者の情報共有ルールの策定が急がれている。

## 保健所が実施すべき対策

1. 各種会議の開催を通じた多職種連携による支援体制の整備
2. 各種研修会の開催を通じた在宅医療関係者等の人材育成
3. 在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内市町村への支援
4. 広域的な調整が必要とされる案件の推進
  - ・単独の市町村では完結しない課題や、地域医療ビジョンの策定を見据えた広域的な調整を実施

## 目標指標

1. 東部圏域在宅医療推進会議の開催(1回)
2. 病棟看護師と訪問看護ステーション看護師との相互研修の実施  
1回/年 (H26年度) → 2回/年 (H27年度)
3. 各市町が主催する在宅医療連携会議(各市町1回)や地域ケア会議(各市町月1回)への参画
4. 在宅で支援が必要な患者の入退院時における情報共有方法について、圏域ルールを策定



## I-② 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備

## 現状と課題

## 【国東市】

・在宅医療の推進に向けて、平成26年度に発足した国東市在宅医療連携推進運営会議を基盤として体制整備を進めている。医療と介護の連携強化に向けたツールとして、「くにさき地域包括ケア多職種連携マニュアル(連絡票を含む)」と「医療・介護・福祉関係事業所一覧」(作成元:くにさき地域包括ケア推進会議(通称:ホットネット ※姫島村を含む))を作成している。平成26年度には活用過程のなかで出た課題を踏まえ、見直し・修正を行い、より一層のスムーズな連携体制の整備を図った。市外の医療機関を利用する市民も多いことから、今後は、国東市外の医療機関等との連携体制の構築に向けた調整を図っていく必要がある。

## 【姫島村】

・平成26年度は姫島村の地域包括ケア推進システムについて学ぶ研修会の実施により、関係者が姫島村の現状と課題を知る機会となった。

■在宅医療の推進に対する機運は高まっているが、一方で各職種の資質向上が課題となっている。保健所事業の活用や各会議等での支援を通じて、資質の向上にむけた役割を担っていくことが必要である。

## 保健所が実施すべき対策

- 1 在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内市村への支援
  - (1)国東市在宅医療連携拠点体制整備事業への支援
    - ・事務局会議・運営会議・各事業への参画
  - (2)くにさき地域包括ケア推進会議への支援
    - ・事務局会議・くにさき地域包括ケア推進会議への参画
- 2 介護予防推進事業への支援
  - (1)圏域リハ職派遣事業所実施支援事業への支援
  - (2)地域ケア会議に助言者として参加
- 3 各種研修会や関係機関との連携強化と各職種の資質向上

## 目標指標

- 1 (1)国東市在宅医療連携推進運営会議への参加  
(年3回)  
(2)くにさき地域包括ケア推進会議への参加  
(月1回)
- 2 (1)圏域リハ職派遣事業所実施支援事業への支援  
(2)地域ケア会議(各市村月1回)への参加
- 3 (1)国東市やホットネットの実施する各種研修会の協働開催  
(2)看護ネットワーク推進会議の開催(1回/2ヶ月)

## Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実

### 現状と課題

- エボラ出血熱やデング熱、中国で頻発する鳥インフルエンザなど住民の脅威となる健康危機管理事案は増加している。各種事案に迅速に対応するためには、予め対応方法を確立しておくとともに、関係機関との情報共有と連携体制の確認を十分に行っておくことが重要である。
- 社会福祉施設や医療機関における感染性胃腸炎や季節性インフルエンザを初めとする集団感染事案は後を絶たない。発生時の迅速かつ適切なまん延防止対応に加え、平常時における感染対策の充実強化が必要である。
- 「おんせん県おおいた」の顔である別府を擁する東部管内には、毎年多くの観光客が訪れるが、今年度は、東九州自動車道全線開通やJRのDESTINATIONキャンペーンの開催により、特に入り込み客の増加が予想される。食品に係る健康被害の発生を未然防止するため、地域を代表する食品提供施設(旅館・ホテル等)のさらなる安全性の確保に努める必要がある。

### 保健所が実施すべき対策

1. エボラ出血熱等の新たな感染症対策
  - ・関係機関との情報共有・連携体制の確認
2. 健康危機管理シミュレーションの実施
  - ・各種想定下での初動対応訓練の実施
3. 社会福祉施設等における集団感染防止対策
  - ・高齢者施設等における感染防止対策の徹底
  - ・感染防止対策の知識習得や相談窓口の多様化
4. 食中毒防止のための監視指導の強化
  - ・ホテル・旅館等の自主衛生対策の推進
  - ・出前講習会、拭き取り検査、トップセミナーの実施

### 目標指標

1. 健康危機管理連絡会議の開催
2. (1)消防機関との協働による感染症患者移送訓練の実施  
(2)広域災害救急医療システム(EMIS)の入力訓練  
(3)鳥インフルエンザ防疫演習の実施(振興局との協働)  
(4)防護服脱着訓練
3. (1)各種感染症対策研修会の開催(3回)  
(2)病院と高齢者施設間のネットワークの構築等(2カ所)  
(3)医療監視時の指導等実施施設数(65カ所)  
(4)i-Fax等を活用したタイムリーで効果的な情報発信
4. ホテル旅館の監視指導件数  
(32件)



## Ⅲ 豊かな水環境の創出

### 現状と課題

- 別杵速見及び国東地域には、複数の市町村をまたぐ河川はないが、観光施設をはじめとした大規模な事業場等が多く、これらから排出される水が、公共用水域の水質悪化を引き起こすことのないよう継続的な監視が求められている。また、実質的な排水規制基準のない小規模事業所(日排水量50m<sup>3</sup>未満)についても、可能な限り河川環境の汚濁負荷量を低減することが求められている。
- 一方、管内のし尿処理における水洗化人口は、89.9%と高率であるものの、そのうち51.4%が浄化槽によるものである。集中的な管理が行われる公共下水道と異なり、浄化槽からの放流水質を適正に維持するためには、浄化槽設置者(管理者)が、適正な保守点検や清掃を実施し、法定検査を受検する必要がある。
- また、河川環境の保全活動を行う団体等に対して、その活動を支援し、環境学習等の機会を通じて、水環境保全の意識の醸成を図ることが重要である。

### 保健所が実施すべき対策

#### 1. 事業場排水対策の推進

- ・立入検査計画に基づく検査及び監視、指導

#### 2. 生活排水対策の推進

- ・浄化槽の適正管理及び法定検査の受検指導
- ・単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

#### 3. 水質保全活動に関する取組の支援

- ・水環境保全団体等に対する助言や資機材の提供等による活動支援
- ・環境教育の推進



### 目標指標

#### 1. 事業場排水対策の推進

- ・立入検査計画の作成及び大規模事業場の立入検査の実施 (立入計画事業場45(立入検査率100%))
- ・小規模事業場排水の監視、指導

#### 2. 生活排水対策の推進

- ・浄化槽の適正な管理の推進、単独から合併浄化槽への転換及び家庭における生活排水対策について広報 (市町村報掲載等を通じた広報 5回)
- ・法定検査未受検者への受検啓発文書の発送及び検査率が低い地区への個別説明会の実施  
(指定検査機関から通報を受けた未受検に対する通知 100%)

#### 3. 水質保全活動に関する取組の支援

- ・環境アドバイザー制度の活用推進 (派遣回数 15回)
- ・水生生物調査の実施・支援

## IV 教育現場における薬育（医薬品の適正使用・薬物乱用防止）授業実施のための支援

### 現状と課題

- 平成20年度に中学校学習指導要領に、「薬物乱用防止」に加え、「薬の正しい使用」が掲載され、平成24年度から全国の中学校でくすり教育が開始されたが、授業時間の確保が困難であることや、専門的知識が必要であることから、全国的にも定着していない。
- 平成26年6月から医薬品のネット販売が解禁され、医薬品が誰にでも簡単に入手可能となったため、「薬の正しい使い方」や「薬の副作用の発生リスク」を早い時期から学ぶ必要がある。また、社会問題となっている危険ドラッグについても、早い時期から正しい知識を伝える必要がある。
- 平成25年度に関係者と協働して作成した「薬育プログラム」をベースに、平成26年度は副読本の作成及び人材育成を行い、別府市内を中心に「薬育」の授業を実施したが、圏域全体での「薬育」の定着に向け、エリアの拡大を図っていく必要がある。
- 医薬品の適正使用と薬物乱用防止を若年層に伝えるためには、学校だけではなく家庭における啓発も重要である。

### 保健所が実施すべき対策

1. 薬育授業の対象者拡大のための支援  
平成26年度に結成した「薬育隊」や作成した副読本を活用した薬育授業が、小学校高学年から高等学校で広く実施されるよう関係機関（教育委員会、薬剤師会等）と調整を図る。
2. 薬育授業の実施エリア拡大のための支援  
別府市が中心であった薬育授業を杵築市、国東市、日出町及び姫島村まで拡大できるよう関係機関と調整を図る。
3. 保護者への啓発  
児童・生徒及び保護者対象にした「おくすりセミナー」を薬剤師会と協働で開催するとともに、「ほけんだより」等への掲載のための積極的な情報提供を行う。

### 目標指標

1. 薬育授業の実施数
  - ・小学校 3校(平成26年度)→5校(平成27年度)
  - ・中学校 5校(平成26年度)→8校(平成27年度)
  - ・高等学校等 4校(平成26年度)→5校(平成27年度)
2. 薬育授業の実施エリア  
管内全ての市町村で実施
3. 学校が発行する「ほけんだより」において薬育情報が掲載される数  
12校(平成26年度)→18校(平成27年度)

## V 働き盛りの健康支援対策 ～ヘルシーカンパニーBEPPU(HKB)～

### 現状と課題

- 40歳代・50歳代の働き盛り世代における生活習慣病の発症予防や重症化進行防止、自殺予防対策等については、地域と職域共通の重点課題となっている。
- 特定健診及び特定保健指導の受診率は、働き盛りである40歳代、50歳代が低く、本人及び雇用主の健康意識を高める働きかけが必要である。
- 地域全体で健康意識を高めるための機運の醸成や健康づくりの環境整備を推進する必要がある。



### 保健所が実施すべき対策

1. 管内中小企業への「健康づくり支援」の実施
  - (1)健康情報の定期提供
  - (2)健康支援メニューの提供  
( i 栄養、ii 運動、iii 休養・メンタルヘルス、iv 歯科、v たばこ等)
2. 普及啓発
  - (1)健康応援団登録(受動喫煙部門・食の環境整備部門)
  - (2)うま塩推進プロジェクト(飲食店と社員食堂での減塩メニュー提供)
3. 地域・職域連携会議の開催
4. ヘルシーカンパニーBEPPU(HKB)報告会の開催
5. 保健所ホームページの充実



### 目標指標

1. 生涯健康県おおいた21推進協力事業所  
(健康経営推進部門)登録数の増加  
7カ所(H26年度)→10カ所(H27年度)
2. 健康応援団(受動喫煙部門)登録事業所の増加  
23カ所(H26年度)→33カ所(H27年度)
3. 歩いて健康企業No1決定戦への参加事業所数の増加  
2カ所(H26年度)→10カ所(H27年度)
4. ヘルシーカンパニーBEPPU(HKB)報告会の参加事業所数  
11カ所(H26年度)→15カ所(H27年度)

